

● 許可申請手数料

申請の種類	法令条項	建築審査会の同意	手数料
接道許可	法第43条第2項第2号	要	33,700 円
道路内の建築許可（公衆便所等）	法第44条第1項第2号	要	33,700 円
道路内の建築許可（公共用歩廊等）	法第44条第1項第4号	要	161,000 円
壁面線の特例許可	法第47条ただし書	要	161,000 円
用途地域内の建築許可	法第48条ただし書	要	182,000 円
特例許可を受けた建築物等の増築等の特例許可	法第48条第16項第1号	不要	107,000 円
騒音等の対策を講じた建築物等の建築等の特例許可	法第48条第16項第2号	不要	135,000 円
特殊建築物の敷地の位置の許可	法第51条ただし書	要 (都計審)	161,000 円
容積率の特例許可	法第52条第10項、第11項、第14項	要	161,000 円
建蔽率の特例許可	法第53条第4項、第5項	要	161,000 円
建蔽率の適用除外許可	法第53条第6項第3号	要	33,700 円
敷地面積の最低限度の特例許可	法第53条の2第1項第3号 又は第4号	要	161,000 円
高さに関する許可	法第55条第3項	要	161,000 円
高さに関する特例許可	法第55条第4項	要	161,000 円
日影による高さの特例許可	法第56条の2第1項ただし書	要	161,000 円
特例容積率適用地区における高さの特例許可	法第57条の4第1項ただし書	要	161,000 円
高度地区における高さの特例許可	法第58条第2項	要	161,000 円
高度利用地区における容積率、建蔽率、建築面積の特例許可	法第59条第1項第3号	要	161,000 円
高度利用地区における高さの特例許可	法第59条第4項	要	161,000 円
広い空地を有する建築物の容積率等の特例許可	法第59条の2第1項	要	161,000 円
景観地区における高さの特例許可	法第68条第1項第2号	要	161,000 円
景観地区における壁面線の位置の特例許可	法第68条第2項第2号	要	161,000 円
景観地区における敷地面積の特例許可	法第68条第3項第2号	要	161,000 円
再開発等促進区等内の高さの特例許可	法第68条の3第4項	要	161,000 円
地区計画又は沿道地区計画内の高さの許可	法第68条の5の3第2項	要	161,000 円
予定道路に係る容積率の特例許可	法第68条の7第5項	要	161,000 円
仮設興行場等の建築許可(1年以内)	法第85条第6項	不要	120,000 円
仮設興行場等の建築許可(1年超)	法第85条第7項	要	161,000 円
一団地の高さ及び容積率の特例許可	法第86条第3項	要	1 建築物が2以下の場合は 221,000 円 2 建築物が3以上の場合は 221,000+28,000×(n-2) 円 n:建築物数
総合的設計による建築物の容積率及び高さの特例許可	法第86条第4項	要	1 建築物が1の場合 221,000 円 2 建築物が2以上の場合は 221,000+28,000×(n-1) 円 n:建築物数
一敷地内認定建築物以外の建築物に関する適用除外許可	法第86条の2第2項	要	1 建築物が1の場合 221,000 円 2 建築物が2以上の場合は 221,000+28,000×(n-1) 円 n:建築物数
一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可	法第86条の2第3項	要	1 建築物が1の場合 221,000 円 2 建築物が2以上の場合は 221,000+28,000×(n-1) 円 n:建築物数
興行場等の使用許可	法第87条の3第6項	不要	120,000 円
特別興行場等の使用許可	法第87条の3第7項	要	161,000 円

● 認定申請手数料

申請の種類	法令条項	手数料
仮使用認定	法第7条の6第1項第1号又は第2号、法第18条第38項	120,000 円
接道認定	法第43条第2項第1号	27,300 円
道路内の建築認定	法第44条第1項第3号	27,300 円
容積率の特例認定	法第52条第6項第3号	27,300 円
高さに関する特例認定	法第55条第2項	27,300 円
高架の工作物内における高さの特例認定	法第57条第1項	27,300 円
景観地区における高さ制限の適用除外認定	法第68条第5項	27,300 円
再開発等促進区等内の容積率等の特例認定	法第68条の3第1項、第2項、第3項、第7項	27,300 円
地区計画等の区域内における容積率の特例認定	法第68条の4	27,300 円
防災街区整備地区計画の区域内における容積率の特例認定	法第68条の5の2	27,300 円
地区計画等の区域内における容積率等の特例認定	法第68条の5の5第1項、第2項	27,300 円
地区計画等の区域内における建蔽率の特例認定	法第68条の5の6	27,300 円
一団地の特例認定	法第86条第1項	1 建築物が2以下の場合は 78,300 円 2 建築物が3以上の場合は $78,300+28,000 \times (n-2)$ 円 n:建築物数
総合的設計による建築物の特例認定	法第86条第2項	1 建築物が1の場合 78,300 円 2 建築物が2以上の場合は $78,300+28,000 \times (n-1)$ 円 n:建築物数
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	法第86条の2第1項	1 建築物が1の場合 78,300 円 2 建築物が2以上の場合は $78,300+28,000 \times (n-1)$ 円 n:建築物数
一の敷地と見なすこと等の認定又は許可の取消	法第86条の5第1項	$6,480+12,000 \times n$ 円 n:既存建築物数
一団地の住宅施設における容積率等の緩和認定	法第86条の6第2項	27,300 円
全体計画認定	法第86条の8第1項、法第87条の2第1項	27,300 円
全体計画認定の変更	法第86条の8第3項、法第87条の2第2項	27,300 円
大規模の修繕又は大規模な模様替に係る接道義務の適用除外認定	政令第137条の12第11項	27,300 円
大規模の修繕又は大規模な模様替に係る道路内の建築制限の適用除外認定	政令第137条の12第12項	27,300 円